

平成27年

職員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について

1. 職員に対する研修について

- ① 平成27年新規採用職員に対する公務員倫理についての研修
 - 平成27年4月 2日に実施 受講者 59名
 - 平成27年9月29日に実施 受講者 56名
- ② 係長研修I（コンプライアンス研修）
 - 平成27年5月15日に実施 受講者 33名
- ③ 課長補佐研修（コンプライアンス研修）
 - 平成27年5月25日に実施 受講者 45名
- ④ 課長研修（コンプライアンス研修）
 - 平成27年5月14日に実施 受講者 35名

2. 平成27年3月31日

下関市ホームページにおいて、平成26年倫理に関する報告書を掲載

3. 報告書等の件数について

- ① 倫理条例第5条に基づく贈与等報告書 21件
 - 内訳 市長部局 6件
 - 教育委員会 15件

※ 倫理条例第5条とは

管理職員が事業者等から5千円を超える供応接待等の贈与を受けたときに報告しなければならない

- ② 倫理規則第8条に基づく飲食届出状況 32件
 - 内訳 市長部局 27件
 - 教育委員会 3件
 - 消防局 2件

※ 倫理規則第8条とは

職員が利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が5千円を超えるときに、届出なければならない

- ③ 倫理規則第9条に基づく講演等承認申請 1件・・・承認済
 - 内訳 市長部局 1件

※ 倫理規則第9条とは

職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をする場合、事前に承認を得なければならない